

独立行政法人海技教育機構会計規程

平成18年4月1日
海技教育機構規程第32号

最終改正 令和5年3月28日海技教育機構規程第44号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 勘定及び帳簿組織（第6条—第8条）
- 第3章 予算（第9条・第10条）
- 第4章 金銭等の出納及び債権（第11条—第22条）
- 第5章 資金（第23条—第25条）
- 第6章 資産（第26条—第32条）
- 第7章 負債及び純資産（第33条・第34条）
- 第8章 契約（第35条—第44条）
- 第9章 決算（第45条—第47条）
- 第10章 内部監査及び弁償責任（第48条—第51条）
- 第11章 雑則（第52条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）の財務及び会計に関する基準を定め、その事業の財政状態及び運営状況を明らかにすることにより、その業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 機構の財務及び会計に関しては、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）、独立行政法人海技教育機構法（平成11年法律第214号。以下「個別法」という。ただし、第28条中の「個別法」は、この限りではない。）、独立行政法人海技教育機構に関する省令（平成18年国土交通省令第52号。以下「省令」という。）及びその他関係法令並びに独立行政法人海技教育機構業務方法書（平成28年海技教育機構規程第1号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（年度所属区分）

第3条 機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 機構の資産、負債及び純資産の増減、異動並びに収益、費用の発生は、その原因となる事実が発生した日の属する事業年度により所属する事業年度を区分することとする。ただし、その日を決定することが困難な場合は、その原因となる事実を確認した日の属する年度とする。

（予算管理）

第4条 機構は、毎事業年度ごとに予算を作成し、その収入及び支出は、予算に基づいて管理する。

（財務及び会計の統括）

第5条 機構の財務及び会計は理事長が統括する。

2 総務部長は財務及び会計に関する事務を総轄する。

3 理事長は、別に定めるところにより、会計事務の一部を指定する職員に委任することができる。

4 理事長は、別に定めるところにより、会計事務の一部を指定する職員に処理させることができる。

第2章 勘定及び帳簿組織

(勘定区分及び勘定科目)

第6条 機構の取引は、別に定める勘定科目により区分して整理するものとする。

(帳簿等)

第7条 機構は、会計に関する帳簿及び伝票を備え、所要の事項を整然かつ明瞭に記録・保存するものとする。

2 帳簿及び伝票の様式及び保存期間については、別に定める。

3 帳簿等の記録・保存については、電子媒体によることができる。

(証拠書類等の整理)

第8条 機構の資産、負債及び純資産の増減並びに収益及び費用の発生に関する取引については、伝票を作成し、これにより記録・整理するものとする。なお、伝票に関する証拠書類は、原則として発行された伝票に添付して整理するものとする。

第3章 予算

(予算実施計画及び収支計画の作成)

第9条 理事長は、毎事業年度開始前に通則法第31条第1項に定める年度計画に基づいて、予算実施計画を作成するものとする。

2 前項の規定による予算実施計画においては、必要に応じて項目及び細目に区分するものとする。

3 理事長は、必要があると認めるときは、予算実施計画を変更することができる。

4 予算実施計画を定めるにあたっては、別に収支計画を作成するものとする。

(予算の執行)

第10条 機構は、前条第1項の規定により示された予算実施計画に基づき、契約その他支出の原因となる行為を行うものとする。

2 予算は、帳簿等によって執行状況を常に明らかにしておくものとする。

第4章 金銭等の出納及び債権

(金銭及び有価証券の定義)

第11条 金銭とは、現金及び預金をいう。

2 有価証券とは、国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他国土交通大臣の指定する有価証券をいう。

3 現金とは、通貨のほか、小切手、郵便為替証書、振替貯金払出証書、銀行払戻金支払通知書、国庫金支払通知書その他随時に通貨と引き換えることができる証書をいう。

4 預金とは、金融機関に対する預金、郵便貯金及び金銭信託をいう。

5 手形及び有価証券は、金銭に準ずるものとして取扱う。

(取引銀行等)

第12条 機構は、金融機関（以下「銀行等」という。）を指定して預金口座を設けるものとする。

(現金)

第13条 現金は、業務上必要な額を除いて、理事長の指定した銀行等に預け入れるものとする。

(預金口座の約定)

第14条 預金口座の約定は、理事長が行うものとする。ただし、組織規程第2条に定める海上技術学校及び海上技術短期大学校（以下「海上技術学校等」という。）並びに海技大学校（以下「大学校」という。）にあつては、校長がこれを行うものとする。

(収納)

第15条 機構の収入となるべき金額を収納しようとするときは、債務者に対して書面により債務の請求を行うものとする。

(督促)

第16条 前条の規定による納入期限までに払込みをしない債務者に対しては、その払込みを督促し、収入の確保を図らなければならない。

(支払)

第17条 支払は、原則として、銀行等口座振込又は小切手により行うものとする。ただし、役員及び職員（以下「役職員」という。）に対する支払、その他取引上必要ある場合は、現金をもって行うことができる。

2 支払にあつては、その相手から領収書又はその他の証拠書類を徴さなければならない。ただし、銀行等口座振込の場合は、振込依頼銀行の振込通知書等をもって、これに代えることができる。

(有価証券等の受入又は支出)

第18条 前条第1項の規定は、有価証券又は機構の収入又は支出とならない金銭の受払について準用する。

(前払い又は仮払い)

第19条 経費の性質上又は業務運営上必要があるときは、別に定める経費について前払い又は仮払いをすることができる。

(役職員等による立替金)

第20条 役職員等は、やむを得ない場合において、物品の購入代金又は経費の立替支払を行うことができる。

(金銭の過不足)

第21条 金銭に過不足を生じたときは、速やかにその事由を調査して、必要な措置をとらなければならない。

(出納責任者)

第22条 金銭の出納及び保管に関して本部では会計課長、海上技術学校等並びに大学校では校長が責任を負う。

- 2 会計課長及び校長は、金銭の出納及び保管事務を取り扱わせるため、出納事務担当者を定めることができる。

第5章 資金

(資金管理)

第23条 理事長は資金の調達及び運用について、予算実施計画に基づき資金計画を定め有効適切に実施するものとする。

(資金調達及び運用)

第24条 通則法第45条における短期借入金等の資金の調達及び同法第47条における資金の運用は、前条における資金計画に基づき総務部長が理事長の承認を得て実施するものとする。

(送金)

第25条 神戸分室、各練習船及び海上技術学校等並びに大学校の所要資金は、本部から必要額を送金する。

- 2 固定資産等を処分しその代金を受領した場合など、本部以外で代金等を受領したときは、本部へ送金するものとする。

第6章 資産

(資産の区分)

第26条 資産は、流動資産、固定資産に区分する。

- 2 流動資産は、現金・預金、有価証券、たな卸資産、前払費用、未収収益、その他これらに準ずるものとする。
- 3 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、その他の資産とする。

(1) 有形固定資産は、建物、構築物、機械装置、船舶、車両運搬具、工具器具備品で取得価額が50万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの、土地、建設仮勘定及びその他これらに準ずるものとする。

(2) 無形固定資産は、特許権、借地権、その他これらに準ずるものとする。

(3) その他の資産は、敷金・保証金、その他これに準ずるものとする。

(有価証券の評価方法)

第27条 有価証券については、原則として購入代価に付随費用を加算し、これに平均原価法等の方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、取引所の相場のある有価証券については、時価が取得原価よりも下落した場合には時価をもって貸借対照表価額としなければならないものとする。

(たな卸資産の評価方法)

第28条 たな卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに個別法、先入先出法、平均原価法等のうちあらかじめ定めた方法を適用して算定した取得価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得原価よりも下落した場合には時価をもって貸借対照表価額としなければならない。

(固定資産の価額)

第29条 固定資産の取得価額は、次の各号に定めるところによる。ただし、無形固定資産

については、有償取得の場合に限りその対価をもって取得価額とする。

- 1 新規に取得するものについては、買入価額、制作費又は建設費に当該資産を事業の用に供するまでに通常必要とする費用を加算した価額による。
- 2 交換により取得するものについては、譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額による。
- 3 寄附、譲与、その他により評価編入するものについては、それぞれの資産を適正に評価した価額による。
- 4 政府から現物出資として受入れた固定資産については、出資された額をもって取得価額とする。

(固定資産の管理)

第30条 固定資産の管理・運用及び手続きに関し必要な事項については別に定める。また、第26条の定めるところにより有形固定資産として計上しなかった財産のうち、固定資産に準じて取扱うべきものについても同様とする。

- 2 固定資産は、その増減及び異動を固定資産台帳によって物件別に管理するものとする。

(固定資産の減損)

第31条 固定資産の減損に関し必要な事項については、別に定める。

(減価償却)

第32条 固定資産の減価償却は、定額法に従って行う。

- 2 耐用年数、残存価額等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める基準を勘案して、減価償却を行うものとする。なお、特定の研究のために購入した固定資産の減価償却を実施する期間については、個々の状況の判断により定めるものとする。

第7章 負債及び純資産

(負債の区分)

第33条 負債は、流動負債及び固定負債に区分する。

- 2 流動負債は、運営費交付金債務、預り施設費、預り寄附金、短期借入金、買掛金、未払金、未払費用、前受金、預り金、前受収益、引当金、その他これらに準ずるものとする。
- 3 固定負債は、資産見返負債、長期預り寄附金、長期借入金、引当金、その他これらに準ずるものとする。

(純資産の区分)

第34条 純資産は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金（又は欠損金）に区分する。

- 2 資本金は、個別法第5条に規定する政府出資金及びその他の出資金とする。
- 3 資本剰余金は、資本取引により生じた資本剰余金から施設費等で取得した固定資産に係る損益外減価償却累計額を控除した額とする。なお、資本取引には贈与資本及び評価替資本に係る取引のほか、施設費等によって固定資産を取得する取引が含まれる。
- 4 利益剰余金（又は欠損金）は、通則法第44条第1項に基づく積立金、個別法において定められている場合における前中期目標期間繰越積立金、通則法第44条第3項により中期計画で定める使途に充てるために使途ごとに適当な名称を付した積立金及び当期未処分利益（損失）とする。

第8章 契約

(契約の方法)

第35条 売買、賃貸借、請負その他の契約を締結しようとする場合は、一般競争に付きなければならない。

- 2 競争に付す場合には、ホームページ等により公告した上で、入札のほか、見積り合せ、公募、総合評価等、別に定める方法をもって行うものとする。
- 3 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法、その他競争について必要な事項は、別に定める。

(指名競争)

第36条 契約が次の各号に該当する場合においては、前条の規定にかかわらず、指名競争（総合評価落札方式を含む。）に付することができる。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で一般競争に付する必要がないとき。
- (2) 一般競争に付することが不利と認められるとき。
- 2 その他別に定める場合においては、前条の規定にかかわらず指名競争に付することができる。

(随意契約)

第37条 契約が次の各号に該当する場合においては、前2条の規定にかかわらず、随意契約によることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- (2) 緊急を要する場合で、競争に付することができないとき。
- (3) 競争に付することが、不利と認められるとき。
- (4) 競争性を確保することができないと認められるとき。
- 2 その他別に定める場合においては、前2条の規定にかかわらず随意契約によることができる。
- 3 第1項第1号及び第4号の規定により随意契約による場合においても、真に競争性のない随意契約によらざるを得ない場合を除き、公募、企画競争を行うものとする。

(予定価格)

第38条 契約を締結しようとするときは、あらかじめ予定価格を定めなければならない。ただし、契約の内容が軽易なもの又は契約の性質が予定価格の定めを要しないと認められるものについては、これを省略することができる。

(落札の方式)

第39条 理事長又はその委任を受けた職員は、競争に付する場合は、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

- 2 契約の性質又は目的から前項の規定によることが適切でないと判断する場合は、あらかじめ競争参加者にその旨を伝え、価格を含め総合的に最も優位な申込みをした者を、契約の相手方とすることができる。

(入札及び契約の保証金)

第40条 競争入札をするときは、参加する者からその者の見積金額の100分の5以上の

保証金を、契約を締結するときは、契約の相手方から契約金額の100分の10以上の保証金をそれぞれ納めさせなければならない。ただし、軽易な契約又は契約の性質上その必要がないと認められる場合は、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- 2 工事に係る請負契約については、相手方をして金銭保証人又は履行保証保険その他役務的保証機能として認めるものをたてさせることにより、前項の契約保証金の納付に代えることができる。

(契約書の作成)

第41条 理事長又はその委任を受けた職員は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限に関する事項その他履行に関する必要な条項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、別に定める場合においては、これを省略することができる。

- 2 前項ただし書の規定により契約書の作成を省略する場合において、契約の履行を確保するために必要があると認められるものについては、請書を徴するものとする。

(監督及び検査)

第42条 理事長又はその委任を受けた職員は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合は、自ら又は職員を命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

- 2 理事長又はその委任を受けた職員は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、自ら又は職員を命じて、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む）をするため必要な検査をし、検査調書を作成しなければならない。ただし、少額の随意契約等、給付内容が軽易である契約については、検査調書を省略することができる。

- 3 前二項の場合において、物件の給付完了後相当期間内に破損、変質、性能低下その他の事故が生じたときは取替、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、給付の内容が担保されると認められる契約は、第1項の監督又は前項の検査の一部を省略することができる。

(契約の特例)

第43条 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束を実施するため、機構の締結する契約のうち当該協定の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関しては、別に定める。

(談合防止)

第44条 総務部長は、公正な取引方法等の競争を制限し又は阻害する行為等が発覚又は疑い等が発生した場合は、速やかに理事長に報告するとともに、その事実確認を行い、公正取引委員会等に通報するなど適正な処理をしなければならない。

第9章 決算

(月次決算)

第45条 機構は、月次の財務状況を明らかにするため、別に定める書類を作成しなければ

ならない。

(年度末決算)

第46条 当年度末決算に際しては、当該年度末における資産・負債の残高並びに当該期間における損益に関し真正な数値を把握するための各帳簿の締切りを行い、資産の評価、債権・債務の整理その他決算整理を的確に行って、決算数値を確立しなければならない。

(財務諸表等及び決算報告書)

第47条 理事長は、前条の整理を行った後、次の財務諸表等を作成するものとする。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) キャッシュ・フロー計算書
- (4) 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- (5) 行政コスト計算書
- (6) 純資産変動計算書
- (7) 附属明細書
- (8) 事業報告書
- (9) 決算報告書

2 前項の財務諸表等の様式等は、別に定める。

第10章 内部監査及び弁償責任

(内部監査)

第48条 理事長は、予算の執行及び会計処理の適正を期するため、必要と認めるときは特に命令した職員に内部監査を行わせるものとする。

(会計上の義務と責任)

第49条 機構の役職員は、財務及び会計に関し適用又は準用される法令並びにこの規程に準拠し、善良な管理者の注意をもってそれぞれの職務を行うものとする。

2 機構の役職員は、故意又は重大な過失により前項の規定に違反して機構に損害を与えた場合は、その損害を弁償する責に任ずるものとする。

(固定資産等の使用者の責任)

第50条 機構の役職員は、故意又は重大な過失により業務の遂行上使用する機構の固定資産及びその他の物品を亡失又は損傷した場合は、その損害を弁償する責に任ずるものとする。

(弁償責任の決定及び弁償命令)

第51条 理事長は、役職員が機構に損害を与えたときは、弁償の可否及び弁償額を決定するものとする。

第11章 雑則

(実施に関し必要な事項)

第52条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成19年2月20日 海技教育機構規程第56号）

この規程は、平成18年4月1日から適用する。

附則（平成20年3月4日 海技教育機構規程第7号）

この規程は、平成20年3月1日から適用する。

附則（平成21年3月25日 海技教育機構規程第9条）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成26年海技教育機構規程第10号）

この規程は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（平成28年海技教育機構規程第80号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則（令和3年海技教育機構規程第2号）

1 この規程は、令和3年8月24日から施行する。

2 改正後の第47条第1項の規定は、平成31年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

附則（令和4年海技教育機構規程第44号）

この規程は、令和5年3月28日から施行する。